

鹿児島県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する
同法第199条第1項及び同条第4項の規定に基づく監査を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和6年10月29日

鹿児島県後期高齢者医療広域連合
監査委員 森 征一郎



令和 6 年度

鹿児島県後期高齢者医療広域連合
定期監査報告書

鹿児島県後期高齢者医療広域連合監査委員

結果報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査実施年月日

令和6年9月25日（水）

3 監査の範囲

令和6年度（令和6年8月31日現在）の財務及び事務に関する執行について

4 監査の方法

予算の執行、備品の管理及び業務委託契約等の財務に関する事務並びに主要事務事業の執行状況について、関係法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかに主眼をおき、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

事業全般について、法令等を遵守し、目的に従って概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、監査の過程において、疑問な点については、口頭により確認した。